

令和6年度 公益社団法人武雄市シルバー人材センター事業計画
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

1 シルバーを取り巻く概況

昨年は、我が国の経済社会のみならず、シルバー事業に多大な影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症の法的位置付けが、2類相当から5類に変更されて以降、イベントや各種の行事等も通常開催され、日常が戻ってきたにも関わらず、シルバー人材センター事業についてはコロナ前の水準を取り戻したとは言い難い状況が続いています。

さて、我が国の総人口は、昨年12月の概算値で1億2424万人であり、一昨年同月と比較し62万人減少しており長期の人口減少過程にあります。この傾向は、今後も続くものと推測されます。

一方で65歳以上の高齢者人口は、1950年(昭和25年)以降、一貫して増加していましたが、2023年9月の推計では3,623万人と、前年に比べ1万人の減少となり、1950年以降初めての減少となりました。

総人口が減少する中で高齢化率は上昇を続け、2023年は65歳以上の人口は減少したものの、総人口に占める割合は29.1%と前年に比較して0.1ポイント上昇し過去最高となっています。また、2036年(令和18年)に33.3%で3人に1人となります。2042年(令和24年)以降は65歳以上人口が減少に転じても高齢化率は上昇を続け、2065年(令和47年)には38.4%に達して、国民の約2.6人に1人が65歳以上の者となる社会が到来すると推計されています。

そのような中、国は、「成長と配分の好循環」・「コロナ後の新しい社会の開拓」を実現するための新しい資本主義実現会議を開催し、その施策の一つとして賃上げ、最低賃金の見直し(全国加重平均1,000円)を掲げています。昨年は佐賀県においても、最低賃金が900円(+47円)と、2002年以降最高の上げ幅での答申が行われており、これは各拠点センターの配分金にも影響が生じることとなり、今後も注視する必要があります。

さらには、全てのシルバー人材センターが懸案としていた消費税インボイス制度の導入が、昨年10月より段階的に実施されていることから、当センターでは事業の運営に支障にならないよう、一定の対応策が決定されてきたところです。また、本年はフリーランス新法「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」への対応に伴う契約方式の見直し等が予定されており、対応策の検討が必要になるものと思われます。

また、高齢法改正により、事業者に対し70歳までの就業機会を確保する努力義務が設けられ、益々シルバー会員の確保を困難にするものになっています。

しかし、少子高齢化の進展と人手不足の現状下においてシルバー人材センターへの期待は「生きがい就労提供の場」であり、かつ「地域の担い手、働き手」です。また高齢者が生涯現役として多様な形で社会に参加する機会も増えることが考えられ、更には社会を支える一員としてのシルバー人材センターの果たす役割は益々重要になると考えられます。

2 基本方針

武雄市においても、少子・高齢化は進展しており、若手労働力の減少、延いては地域経済の衰退にも繋がるものです。武雄市シルバー人材センター(以下「センター」という。)

では、その労働力の一翼を担うため、就業機会の創出や新規会員の発掘、及び会員個々の技能や接遇の向上を図っていきます。

また、センター会員の就労の基本は、請負・委任就労ではありますが、安定性のあるシルバー派遣事業を、佐賀県シルバー人材センター連合会（以下「県シ連」という。）と連携しながら取り組むものとします。

更に、地域に即応した臨時的かつ短期的な就業、及びその他の軽易な業務にかかる就業を創出するとともに、社会参加活動を推進することで、会員の生きがいの充実や健康維持・増進、社会貢献を図り、地域に必要とされるセンターづくりを目指します。

また、フリーランス新法への対応に伴う契約方法の見直しは、本年秋の実施を目途に厚生労働省と全シ協との間で検討されており、当センターの事業の運営に支障にならないよう、「包括的契約制度対策検討委員会（仮称）」の設置について調査・検討を行い対応します。

3 公益社団法人における事業の公益性

(1) 高齢者の福祉の増進を目的とする事業

シルバー事業は、高齢者の臨時的かつ短期的な就業、又はその他の軽易な業務にかかる就業、及びその他の社会参加活動を推進するものであり、高齢者がこれらの活動を通じて、地域社会の一員として誇りを持って健康で生きがいのある生活の実現に寄与するもの。

(2) 勤労意欲のある者に対する就労支援を目的とする事業

シルバー事業は、高齢者の就業及びその他の社会参加活動を推進するものであり、高齢者がこれらの活動を通じて、その技術や能力を生かした就業の機会を見出し、かつ高齢者の就業意欲の充足に寄与するもの。

(3) 地域社会の健全な発展を目的とする事業

シルバー事業は、高齢者の就業及びその他の社会参加活動を推進するものであり、高齢者がこれらの活動を通じて、公共的なサービスや地域社会に不可欠なサービス提供の主体となっており、地域社会の福祉の向上と活性化に寄与するもの。

4 事業実施計画

(1) 会員確保

入会動機に「健康維持」「生きがい社会参加」を掲げる会員は多く、定年後又は継続雇用終了後も働く意欲のある高齢者を中心に、潜在的な入会希望者は多いと思われます。

これらを踏まえ、会員の口込みによる勧誘、広報武雄への有料広告、出張入会説明会や随時入会説明会、新会員紹介褒賞制度の活用、地元有線テレビ放送によるPR、ゴールド会員制度の活用及び地域活動への参加等を通して積極的な会員確保に努めます。

また、現会員が長く活動できるよう支援を行うと同時に、一昨年度設置した「会員拡大等調査検討委員会」で取りまとめられた諸施策について取り組み、会員の退会抑制にも努めます。

(2) 多様な就労（働き方）の推進

①受託事業による就業機会の提供

会員の就業の大部分は請負・委任によるものです。請負・委任による就業機会の提供・拡大を図るため、会員の希望に沿った就業先の確保や、発注者の多様なニーズに応えられるよう幅広い分野の受注を確保していきます。また、引き続き空き家・空き地管理業務等の取組について市の関係機関との連携を模索します。

②有料職業紹介事業による就業機会の提供

臨時的かつ短期的な就業又はその他簡易な業務を希望する事業主（求人者）に対し有料で、会員及び地域内の一般高齢者を斡旋し、雇用の成立を仲介します。

③派遣事業等による就業機会の提供

企業などの人手不足分野において、シルバー派遣による担い手の期待が高まっています。この事業は、派遣労働を希望し、センター派遣会員に登録した者が雇用契約を結び企業等からの派遣依頼に基づき、当該会員を派遣する事業です。なお、この事業は派遣元である県シ連と連携して行うもので、適正就業の観点から適合する仕事から実施します。

(3) 適正就業の推進

会員への公平で適正な就業機会の提供に心がけ、今後もグループ就業やローテーション就業を推進し、長期就業などの不適切な就業形態がないか、既存の就業契約を見直すとともに新規契約締結時に法令順守を徹底します。また、未就業の会員に対しては、就業希望の聞き取り等の結果に基づき、新たな就業機会があった場合は積極的に就労を呼びかけ、就業機会の拡大を図ります。

(4) 就業に必要な知識や技能の習得のための講習

高齢者の就業機会や社会参加活動を推進するため、必要な知識や技能の習得を目的として講習会の開催を行います。この講習会は、会員には経験のない仕事へのチャレンジやスキルアップを目的とし、一般受講者にはシルバー入会の動機づけに繋げていきます。

本年度も剪定講習会は造園技能士等を講師に招き実技・講義の講習会を始め、地域の高齢者等を対象とした技能講習会（高齢者活躍人材確保育成事業）についても、県シ連と連携し開催します。

また、必要に応じ、職群班においては、ベテラン会員による、新人会員から経験の少ない会員への実技講習の開催を、各就業先で行います。

更に、安全就業や作業機械の取扱い等、会員の要望に沿うような講習会を開催します。

(5) 事業推進のための諸活動

①就業中の安全対策

㊦安全対策委員会

理事会の下に安全対策委員会を常設し、会員の就業に際し、安全就業基準、及び安全対策基本計画・同実施計画、並びに会員作業別安全就業基準に基づき事故を未然に防止するための安全対策や、発生した事故の検証、安全対策実施計画の実績報

告に基づく検証等により今後の対策を講じるとともに、その内容を会員（職群班班長には文書にて、他の会員には事務局だよりにて）に周知します。

④安全就業促進会議

安全就業に対する意識（安全は全てに優先する）を高めるため、安全対策委員、及び職群班班長、並びに理事を対象として必要に応じ合同会議を開催し、その意識高揚のため啓発活動を行います。

⑤安全パトロール

事故の発生率が比較的高い剪定作業や草刈作業の現場を中心に、安全対策委員会委員による巡回を実施し、安全に対する処置、身なり等の点検、注意喚起を行います。また、センター職員による随時パトロールを実施し、更なる安全就業につながります。なお、パトロール結果については、事務局だよりへの掲載や職群班班長会へ分かりやすく報告・周知に努めます。

⑥安全就業講習会

草刈機、チェーンソー、バリカン、動噴などを使用する就業時の心がけを持ってもらうため、様々な事故発生例や原因、その防止策に対する講習会を行います。また、機械・器具の構造や始業前の点検、及び適正かつ安全な使用方法、並びに日頃のメンテナンス等について実技講習を行います。

⑦安全就業の常時啓発

「安全就業の確保はシルバー事業の基本」、「安全は全てに優先する」を合言葉に昨年より実施している会員自らの安全就業認識向上のため、「安全就業ワッペン」の着用について、引き続き徹底していきます。

また、入会時に配布した「安全就業ハンドブック」の熟読を就業前に行うことも推奨します。

更に、令和2年度に作成した「会員作業別安全就業基準【職群班用】」については、必要に応じ随時改定し、改定後の基準を班員全員に配布し、完璧な安全就業に努めて頂きます。

②普及啓発活動

シルバー事業への信頼と理解が得られるよう、一般市民、事業所、官公庁に対し事業の意義と基本的な理念等を広く周知するとともに、会員の加入を促進するため、次の項目を推進します。

①シルバー事業普及啓発促進月間中（10月）のボランティア活動

地域に根差した公益性のある団体であることを周知します。また、地元有線テレビ局に取材を依頼し活動のPRを行います。

②広報活動

会員募集や受注できる仕事内容などを、ホームページや事務局だよりに掲載するとともに、広報武雄への掲載や各公民館等におけるポスター及びチラシの設置を利用して広く市民・事業所に周知します。

③PR活動

市の物産まつりや、求人説明会等には積極的に参加し、チラシ等を活用してPR活動を行います。また、大型店舗でのチラシ配布を実施します。

